

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

- 前項の規定による振替振込金額氏名表による通知は、電子データによる通知をもってこれに代えることができる。

賞与引当金 繰入額	賞与 のための
(賃金)	臨時
医師賃金	
看護師賃金	
医療技術員 賃金	
事務員賃金	
技能労務員 賃金	

別表第一勘定科目表の損益勘定の費用の表中「常勤の」を削り、

引当金として計上するた 繰入額
的任用職員の賃金

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として計上するた めの繰入額
--------------	------------------------

に定める

る。

様式第二十五号中「(赤色刷り)各片B6版オフセット刷り」を並べ、「何銀行何店 殿」を「 銀行 支店 殿」に、「徳島県立何病院」を「徳島県立 病院」に、「何銀行何店 印」を「 銀行 支店」に改める。

様式第二十六号中「徳島県立何病院」を「徳島県立 病院」に、「何銀行何店 殿」を「 銀行 支店 殿」に、「何銀行何店 印」を「 銀行 支店」に改める。
様式第三十一号及び様式第三十二号中「何銀行何支店 印」を「 銀行 支店」に改める。

附 則

この規程は、令和三年三月十二日から施行する。